

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。※減免ではありません。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人町民税、法人町民税、固定資産税などの税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、各納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料（町ホームページでダウンロード又は役場町民課・船泊支所窓口で受取り）を役場税務係に提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

国税・道税に関するお問い合わせ

- ・ 国税及び道税についても同様の猶予制度を設けています。

国税に関するお問い合わせ ⇒ 札幌国税局猶予相談センター（Tel：011-261-2251）

道税に関するお問い合わせ ⇒ 北海道宗谷総合振興局税務課（Tel：0162-33-2520）

礼文町役場税務係(Tel:0163-86-1001)